

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会  
電気保安制度ワーキンググループの事務局案について

「小出力発電設備に係る規制の適正化」の事務局案に対し、一般用電気工作物の一部を事業用電気工作物に類する扱いへの移行、中規模設備への使用前確認制度の導入、委託事業者情報の行政への届出、設備の使用前や所有者変更時の基礎情報の行政への届出等概ね賛同いたします。ただし、以下の点においてご検討をお願いいたします。

(1) 使用前自己確認制度の適用範囲拡大について

現在太陽電池発電設備では500kW以上～2,000kW未満に義務付けられている使用前自己確認制度について、50kW以上～500kW未満へ適用範囲を拡大することにおいては、保安規律の適正化の面から賛同します。ただし、検査において追加費用がかかることや、手続き追加による運転開始遅れ等の課題があると考えられるため、例えばパソコンが第三者認証品であれば一部検査については確認を省略できるようにする等、発電事業者になるべく負担にならない方法のご検討をお願いいたします。

(2) 小規模事業用電気工作物(新設)について

太陽電池発電設備の10kW以上～50kW未満を新たに小規模事業用電気工作物として、使用前自己確認、基礎情報届出、さらに技術基準維持義務化することについては、保安規律の適正化の面から賛同します。ただし、屋上設置の太陽電池発電設備は、発電事業者自身により一定の保安が保たれているため、新設の適用範囲は地上設置型に限定のご検討をお願いいたします。

また、(1)同様に、検査における追加費用や手続きによる運転開始遅れ等の課題があるため、発電事業者になるべく負担にならない方法のご検討をお願いいたします。例えば50kW未満の低圧発電所では、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)で評価し認証されたパワーコンディショナが使われており、使用前自己確認の検査項目の多くは省略可能と考えております。

さらに、技術基準の維持義務の内容については、もう少し明確にすることを要望します。保守管理の定期報告の義務化を行うのか等の運用に大きな影響を与えるので、ご検討をお願いいたします。

(3) 太陽電池発電設備の構造的なリスクに対する確認について

現在500kW以上～2,000kW未満で適用されている使用前自己確認制度では、外観検査項目の中に「設計時において電気設備の技術基準に基づく支持物の強度計算の妥当性の確認の有無」はあるものの、提出資料としての「支持物の構造図及び強度計算書(架台・基礎・杭・地盤調査)」は義務化されていません。しかし、この書類は法令上必要であり、健全な販売施工店等であれば必ず作成する書類であるため、今後拡大をご検討されている500kW以上～2,000kW未満における支持物の確認項目の追加については賛同します。

また、50kW以上～500kW未満及び小規模事業用電気工作物(新設)としてご検討されている10kW以上～50kW未満の太陽電池発電設備についても「支持物の構造図及び強度計算書」の書類作成は必要と考えますので、同様に支持物の確認項目の追加のご検討をお願いいたします。

さらに、書類提出が義務化された場合でも、その書類の内容が妥当かどうか判断できることをセットにしないと、制度が実効的なものにならないと考えるため、そのご検討もお願いいたします。

(4) 確認体制について

使用前自己確認制度の適用範囲拡大や低圧における小規模事業用電気工作物を新設する等、現在の500kW 以上と同様な運用では、産業保安監督部にて見切れない懸念があります。そのため積極的な外部委託(民間の活用)のご検討をお願いいたします。

(5) その他

発電事業者から基礎情報や使用前自己確認の行政への届出が行われた後に運転開始あるいはFIT 売電費用が支払われる仕組みのご検討をお願いいたします。

以上